## 点検整備制度と車種の関係

各定期点検整備の対象自動車は、公益性、加害性、車両の磨耗・劣化度合いを勘案して定められている。

## < 主な対象車種 >

日常点検整備		
一日一回運行の開始前に点検 (いわゆる「運行前点検」)		走行距離、運行時の 状態等から判断した適 切な時期に点検
定期点検整備		
3月点検整備	6月点検整備	1年点検整備
<ul> <li>● 自動車運送事業用自動車(貨物軽自動車運送事業を除く)</li> <li>● 車両総重量が8トン以上の自家用貨物自動車(いわゆる大型トラック)及び特種用途車</li> <li>● 乗車定員11人以上の自家用自動車(いわゆるバス)</li> <li>● レンタカーの貨物自動車(軽自動車を除く)</li> </ul>	<ul> <li>▶ レンタカーの乗用 自動車及び軽自 動車</li> <li>● 車両総重量が8ト ン未満の自家用貨 物自動車及び特 種用途車(軽自動 車を除く)</li> </ul>	<ul> <li>自家用乗用自動車 (荷台や特種な設備 を持たないセダン型、 ワンボックス型等の いわゆるマイカー)</li> <li>軽貨物自動車</li> <li>軽特種自動車</li> <li>二輪車(総排気量 125cc超) [6月点検 の廃止を平成19年4 月1日実施]</li> </ul>